

阿賀野市告示第105号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市結婚新生活支援補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年2月28日」に改める。

第6条第6号を次のように改める。

（6） 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）

第6条第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

（7） 住宅のリフォームの内訳が確認できる見積書等の写し（住宅をリフォームした場合）

（8） ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し（ローン契約により住宅を購入、新築又はリフォームした場合）

第9条第1号を次のように改める。

（1） 補助対象経費の支払額が確認できる書類

第9条第2号を削り、同条第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第1号様式を次のように改める

年 月 日

【申請者】

阿賀野市

氏名

電話番号

阿賀野市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(1) 婚姻年月日		年 月 日	
(2) 新婚世帯の 状況	氏名	(夫)	(妻)
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	婚姻日時点の年齢	歳	歳
	新居に住民登録した日	年 月 日	年 月 日
(3) 世帯の 合計所得額	所得額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合計	(①+②-③-④) 円	

(4) 申請する対象経費	☐ 住宅の取得費用 ☐ 住宅のリフォーム費用 ☐ 住宅の賃借費用 ☐ 引越費用
(5) 受けている他の補助金等	☐ 勤務先からの手当等（申請者） ☐ 勤務先からの手当等（配偶者） ☐ その他（ ） ☐ なし
(6) 対象経費の合計額 ※内訳計算書から転記	（対象経費のうち他の補助金等を控除した金額） 円
(7) 交付申請額 上限額：□30万円 □60万円 ※(6)と上記の項目の金額と比較し、 少ない方の金額を記入	円 （1,000円未満切り捨て）

3 添付書類（本申請に添付する書類に☑を記入）

- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し【必須】
- ☐ 夫婦の住民票の写し【必須】
- ☐ 夫婦の所得証明書【必須】
- ☐ 夫婦の納税証明書【必須】
- ☐ 同意書兼誓約書（第2号様式）【必須】
- ☐ 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの【該当する場合】
- ☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し【住宅を取得した場合】
- ☐ 住宅のリフォームの内訳が確認できる見積書等の写し【住宅をリフォームした場合】
- ☐ ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表の写し
【ローン契約により住宅を購入、新築またはリフォームした場合】
- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し【住宅を賃貸した場合】
- ☐ 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの【引越費用がある場合】
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

【市処理欄】※この欄は記入しないでください。

申請区分 ☐ 新規
☐ 継続

補助上限額 ☐ 30万円 前年度支給済額 _____ 円
☐ 60万円 前年度支給済額 _____ 円

☐ その他 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月24日から施行し、改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。